明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○財務省組織規則の一部を改正する省令（**財務**七三）　一
○農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**六三）　四
○マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**国土交通**七〇）　五

〔告　示〕

○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（**文部科学**一九一）　三
○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びみなみまぐろ）に関する令和三管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（**農林水産**一八五三）　四
○指定航空従事者養成施設の課程を修了した者に対する実地試験についての免除に関する告示の一部を改正する件（**国土交通**一三九三）　五

〔公　告〕

諸事項

官庁
公証人法第十三条に規定する公証人の採用関係　五

裁判所
破産、免責関係　五

特殊法人等
日本放送協会落札、弁理士登録、日本弁護士連合会懲戒処分関係　六

地方公共団体
教育職員免許状失効関係　七

会社その他

会社決算公告

省令

○財務省令第七十三号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第十四条第四項、第十五条第三項及び第五項並びに財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）第八十一条第三項の規定に基づき、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十一月一日

財務大臣　鈴木　俊一